

福井県
土地改良工事積算基準
(土木工事編)

令和 8 年 7 月

【福井県土地改良工事積算基準（土木工事編）制定および改正履歴】

No.	コード	名称	適用年月日
1	PSB001,PSB002	型枠（排水路屈曲部）	R8.7.15（新規）
2	PSB010	コンクリート工（排水路屈曲部）	R8.7.15（新規）

福井県版

① 型枠（排水路屈曲部）

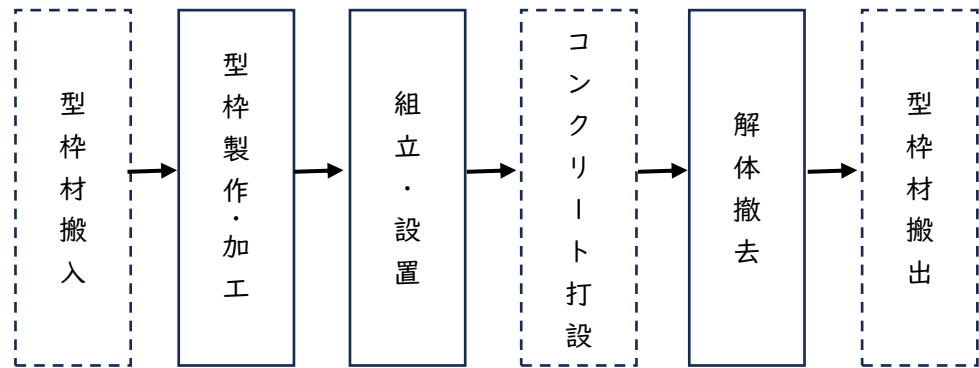
1. 適用範囲

本基準は、1箇所あたりの施工面積の合計が $A \leq 2.9 \text{ m}^2$ の小規模な排水路における屈曲工施工に係る型枠工に適用する。

屈曲工は、排水路の屈曲部に設置する現場打コンクリートによる接続工を指す。

2. 施工概要

施工フローは、下図を標準とする。



- (注) 1. 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。
2. 合板円形型枠、均し基礎コンクリート型枠、化粧型枠には適用できない。

3. 積算方法

(1) 条件区分

表 3. 型枠 積算条件区分一覧 (1箇所当り)

型枠面積 (㎡)	積算方法	算定式
$0 \leq A < 1.0$	本基準 (2) 定額による	積算金額 = 定額
$1.0 \leq A \leq 2.9$	農林水産省 土地改良工事積算基準 施工パッケージ型積算基準3. コン クリート工 ③型枠工 小型構造物に より算出した金額に (3) 補正額を加 える	積算金額 = 標準積算額 + 補正額

(2) 定額

型枠施工歩掛 ($0 \text{ m}^2 \leq A < 1.0 \text{ m}^2$) の積算額は、1箇所あたり 28,000 円(税抜)の定額とする。

本定額は、県において実施した施工実態調査分析の結果に基づき、設定したものである。

(注)

本金額には、型枠の組立・設置・撤去、はく離剤塗布、ケレン作業の他、型枠用合板、鋼製型枠、型枠用金物、組立支持材、さん木、洋釘、はく離剤及び電気ドリル、電気ノコギリ損料、電力に関する経費、仮設材の持上(下)げ機械に要する費用等、その施工に要するすべての費用を含む。

(3) 補正額

1箇所あたりの施工面積が $1.0 \text{ m}^2 \leq A \leq 2.9 \text{ m}^2$ のものについては、農林水産省「土地改良工事積算基準(施工パッケージ型積算基準)」により算出した型枠工の金額に対し、小規模・屈曲施工に伴う作業効率の低下等を考慮し、補正を行うものとする。

補正額は次式による。

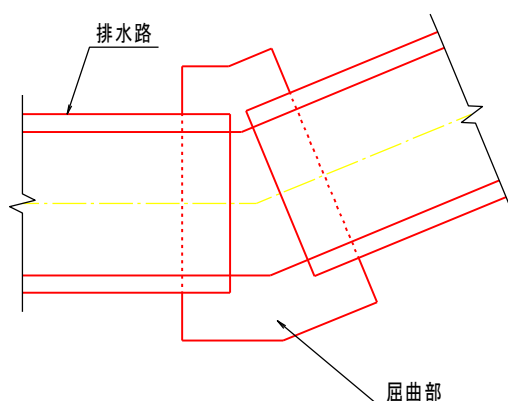
補正額 = 9,900 円(税抜) / 1箇所とする。

本補正額は、県において実施した施工実態調査分析の結果に基づき、標準施工条件との差分として設定したものである。

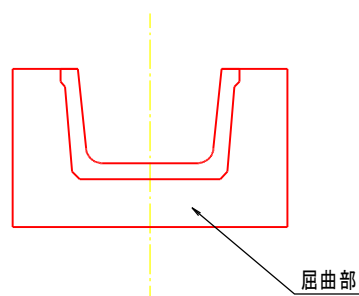
4. 参考図

屈 曲 工

平 面 図



断 面 図



②コンクリート工（排水路屈曲部）

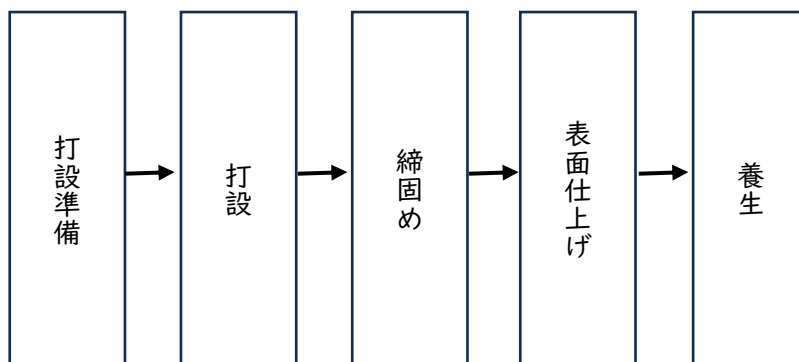
1. 適用範囲

本基準は、1箇所あたりの施工量の合計が $V \leq 0.6 \text{ m}^3$ の排水路における小規模な屈曲工施工に係る人力及び機械によるコンクリート打設に適用する。

屈曲工は、排水路の屈曲部に設置する現場打コンクリートによる接続工を指す。

2. 施工概要

施工フローは、次図を標準とする。



（注）1. 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

3. 積算方法

（1）条件区分

表 3. コンクリート工 積算条件区分一覧 （1箇所当り）

施工量（ m^3 ）	積算方法	算定式
$0 \leq V \leq 0.6$	農林水産省 土地改良工事積算基準 施工パッケージ型積算基準3. コンクリート工 ②コンクリート工 小型 構造物により算出した金額に（2）補正額を加える	積算金額 = 標準積算額 + 補正額

（2）補正額

1箇所あたりの施工量が $0 \text{ m}^3 \leq V \leq 0.6 \text{ m}^3$ のものについては、農林水産省「土地改良工事積算基準（施工パッケージ型積算基準）」により算出したコンクリート工の金額に対し、小規模・屈曲施工に伴う作業効率の低下等を考慮し、補正を行うものとする。

補正額は次式による。

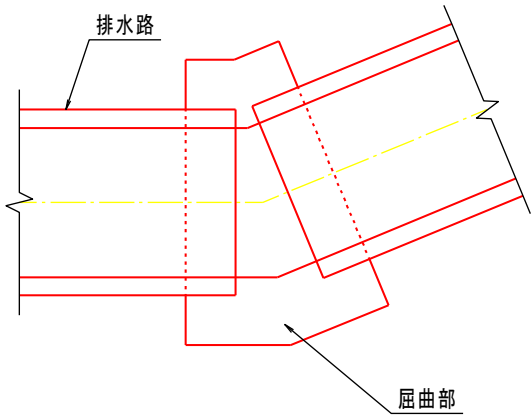
$$\text{補正額} = 7,800 \text{ 円（税抜）} / \text{箇所}$$

本補正額は、県において実施した施工実態調査分析の結果に基づき、標準施工条件との差分として設定したものである。

4. 参考图

屈 曲 工

平 面 图



断 面 图

